

3 ケアプラン点検と実地指導に おける指摘事項等について

多治見市
高齢福祉課

I ケアプラン点検

ケアプラン点検とは

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「**自立支援**」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を**介護支援専門員とともに検証**確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り**健全なる給付の実施を支援**するために行うもの

令和3年度 ケアプラン点検の概要

- 6事業所(8月～12月)・・・AMケアプラン点検、PM実地指導
- 4事例・・・事業所から2例 ← 困難事案を抱えているもの等
・・・市から2例 ← 限度上限、給付に偏りあるもの
- 事業所から 市から2職員＋包括主任ケアマネ×2チーム
- フェイスシート、アセス、1表～3表を検討
- 地域ケア会議への連続性

ケアプラン点検のながれ

- ①事業所からの2事例、市から2事例選出
・・・約30日前に電話連絡調整
- ②フェイスシート、アセス、1表～3表の写提出
(事業所から)・・・約25日前
- ③担当者事前打ち合わせ(市、包括)3日前
- ④事業所訪問(担当CM、市、包括) 2時間
- ⑤今後の方策アドバイス、総括 当日

ケアプラン点検で多いアドバイス事項

①記載

病名・日時の転記ミス、不明確←5W2Hを明確化

②インフォーマルな支援

把握不十分←エコマップの活用(家族の状況は3親等まで)

③ケアプラン

優先度不明確←2表の記載方法

④将来見通し

ADL維持、暮らし改善への不安←地域ケア会議へ

II 实地指导

実地指導とは

事業所指導です。
監査ではありません!!

介護サービス事業者の事業所において実施。市は法第23条「文書の提出等」の規定により報告徴収を行うことができる。

高齢者虐待防止、身体拘束廃止等の運営上の指導の実施。

不適切な報酬請求防止のため、特に加算、減算について重点的に指導。

著しい運営基準違反、利用者の生命等の危険、著しい不正請求がある場合は監査(法第83条)に移行。

指定・実地指導等

- 多治見市が実施する対象は

①居宅介護支援事業所(市内) 27事業所

②地域密着型サービス事業所(市内) 42事業所

認知症対応型通所 2事業所

小規模多機能 3事業所

GH 11事業所

地域密着特養 2事業所

小規模デイ 23事業所

療養通所 1事業所

③総合事業サービス事業所(市内) 66事業所

訪問サービスA2、A3 22事業所

通所サービスA6、A7 44事業所

指導、監査の種類①

集団指導

回数 1回／年 以上

通知 あり

流れ 講習形式

内容 ①サービスに関する事務
②報酬請求に関する事務
③制度改正
④虐待などの指導事例
など

指導、監査の種類②

実地指導(定期)

回数 1回／指定期間 が基本

通知 あり

根拠 法23条 帳簿書類の提示等を「求め」

流れ 面談形式

内容 ①人員、施設、運営に関する事務

②報酬請求に関する事務

など

指導、監査の種類③

実地指導(随時)

回数 随時

虐待等が疑われる場合
書類の隠ぺいが懸念される場合 など


通知 なし

根拠 法23条 帳簿書類の提示等を「求め」

流れ 面談形式

内容 ①人員、施設、運営に関する事務
②報酬請求に関する事務

指導、監査の種類④



監査
回数

随時

著しい運営基準違反の疑いがある場合
著しく不正な請求の疑いがある場合 など

通知
根拠

なし

法76条ほか 帳簿書類の提示等を「命令」

流れ
面談形式

実地指導から切り替える場合あり

内容
①人員、施設、運営に関する事務
②報酬請求に関する事務

実地指導のながれ

- ①打診、日程調整(市から)60日前
- ②通知文書送付(市から)45日前
- ③自己点検シート等(対象事業所に配布)により
チェック
訪問日には点検シートを2部コピー
- ④事業所訪問(市2人)約2時間
- ⑤全体の講評 当日
- ⑥結果通知 10~20日後
- ⑦通知への回答 通知日から30日後

実地指導の標準化・効率化

介護保険最新情報Vol.730参照

- ①「標準確認項目」「標準確認文書」以外は原則求めない
- ②時間短縮して頻度向上
- ③頻度の融通＝頻度緩和
- ④文書の限定＝前年度～直近の実績

実地指導で多い指摘事項

①管理者が同一敷地内の他事業所の職務に従事している場合、勤務記録が明確になっていない。

②特定のサービスが極端

例：通所リハが20回以上／月ある

例：ショート中の個別機能訓練が6回／週ある

=CMがリハビリ計画等に関わっていない

③変更届が未提出

CM証の更新はしているが、変更届出書が提出されていない

令和3年度実地指導(定期)の予定

【実施時期】

8月～令和4年2月

【実施事業数】

10事業所(内、4事業所は令和2年度の未実施分)

【参考】

総合事業関係は県と同行 随時